

能登町財務規則（新旧対照表）

新	旧
<p>(公共工事に係る前金払の割合及び範囲)</p> <p>第59条 <u>令附則第7条の規定に基づく公共工事に係る前金払の割合及び範囲については、別に定める。</u></p> <p>(部分払)</p> <p>第123条 (略)</p> <p>2 前項の部分払の回数は、次に掲げる回数以内とする。ただし、工事の中止その他特別の事情により、町長が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 契約金額が<u>300万円</u>以上2,000万円未満の場合は 1回</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(公共工事に係る前金払の割合及び範囲)</p> <p>第59条 <u>公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき、登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証に係る公共工事で1件の請負金額が500万円以上のものに要する経費については、請負金額の40パーセント以内（請負金額1億円を超える部分については、別に定める割合）において前金払をすることができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、工期が2以上の年度にわたる工事については、各年度ごとに当該年度において実施すべき請負金額に相当する額に対し、同項の割合で計算した額を分割して前金払をすることができる。</u></p> <p>(部分払)</p> <p>第123条 (略)</p> <p>2 前項の部分払の回数は、次に掲げる回数以内とする。ただし、工事の中止その他特別の事情により、町長が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 契約金額が<u>500万円</u>以上2,000万円未満の場合は 1回</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>附 則（平成24年3月21日規則第8号）</p> <p>（施行期日）</p>	

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、第123条の規定によりなされた入札公告及び指名通知その他の行為については、なお従前の例による。